

## 後期高齢者医療制度の保険料率が改定されます

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。この保険料率は、各都道府県の広域連合が医療費の増加などを見込んで2年ごとに算定します。令和2・3年度の保険料率は、右記のとおり改定されました。

### ▼令和2・3年度の保険料率

区分	平成30・令和元年度	令和2・3年度
所得割率	7.85%	8.07%
均等割額	40,400円	42,100円

【年間保険料の計算方法(限度額64万円)】年間保険料 = 「所得割額：(前年の総所得金額等基礎控除額33万円)×8.07%」 + 「均等割額：42,100円」※100円未満の端数は切り捨てになります。※令和3年度は、税制改正における個人所得課税の見直し(給与所得控除・公的年金等控除の基礎控除への振替等)に伴い、基礎控除額が変更になる予定です。

### ▼賦課限度額が引き上げられます

中間所得者層の負担軽減を図るため、賦課限度額が引き上げられました。

区分	旧(平成30・令和元年度)	新(令和2・3年度)
賦課限度額	62万円	64万円

### ▼均等割額の軽減対象が拡大されます

均等割額の5割軽減及び2割軽減について、所得の低い方の負担軽減を図るため、軽減判定所得基準額が引き上げられ、軽減対象者が拡大されました。

均等割額の軽減判定所得基準額(世帯主及び世帯の全ての被保険者の総所得金額等の合計)	区分	旧(令和元年度)	新(令和2年度)
	5割軽減	33万円+28万円×被保険者数	33万円+28万5千円×被保険者数
	2割軽減	33万円+51万円×被保険者数	33万円+52万円×被保険者数

### ▼均等割額の軽減措置の特例が見直されます

均等割額は、所得の低い方の負担軽減を図るため、世帯の所得の状況に応じて、法令により軽減措置(7割軽減、5割軽減及び2割軽減)がとられています。さらに、これまで7割軽減にあたる方については、特例的に軽減割合が上乘せされてきました。

世代間の公平を図り、医療保険を将来にわたり安心できる制度にする観点などから、次のとおり段階的に特例が見直され、本来の軽減割合に戻ることとなりました。

軽減判定所得基準額年度※1	33万円以下(かつ、同じ世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない場合)	33万円以下
平成30年度	9割軽減【4,000円】	8.5割軽減【6,000円】
令和元年度	8割軽減【8,000円】※3	8.5割軽減【6,000円】
令和2年度	7割軽減【12,600円】※3	7.75割軽減【9,400円】
令和3年度	7割軽減【12,600円】※3	7割軽減【12,600円】

※1 軽減判定所得基準額は、世帯主及び世帯の全ての被保険者の総所得金額等の合計です。  
 ※2 【】内の金額は、均等割額(平成30・令和元年度は40,400円。令和2・3年度は42,100円)に対する軽減後の保険料額です。  
 ※3 年金収入等が80万円以下などの要件を満たす場合は、介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給の対象となります。(ただし、同じ世帯に住民税が課税されている方がいる場合は対象外となります。年金生活者支援給付金は、保険料を納めた期間等により支給額が異なります。)

### ▼収入別保険料額(年額)のモデルケース(単身世帯で、年金収入のみの場合)

年金収入額	令和元年度保険料	令和2年度保険料	上昇額
現役並み所得者(383万円)	210,500円	217,000円	6,500円
月額15.7万円(188万円)	47,600円(均等割5割軽減)	49,200円(均等割5割軽減)	1,600円
基礎年金受給者(80万円以下)	8,000円(均等割8割軽減)	12,600円(均等割7割軽減)	4,600円

## 人間ドック・脳ドック助成事業

川根本町国民健康保険・後期高齢者医療制度では、下記の要件のすべてに該当する方を対象に、人間ドック等健診費用の一部を助成しています。

### ◆内容と助成金額

人間ドック 2万円  
 脳ドック 2万円  
 人間ドックと脳ドックのセット 3万5千円

### ◆助成要件

【国民健康保険】・申請時、1年以上川根本町の国民健康保険に加入している方・国民健康保険料の滞納がない世帯・令和2年度中に国民健康保険特定健康診査を受けていない方

【後期高齢者医療】・川根本町に住所を有する被保険者である方・後期高齢者医療保険料の滞納がない方・令和2年度中に他の医療保険制度により人間ドック等の助成を受けていない方・令和2年度中に後期高齢者医療健康診査を受けていない方

### ◆契約医療機関

- J A 静岡厚生連 静岡厚生病院 ☎054(272)1466
- 藤枝市立総合病院 ☎054(646)1117
- 藤枝平成記念病院 ☎054(646)6181
- 総合健診センターヘルスポート ☎054(636)6460
- 市立島田市民病院 ☎0547(35)1601
- 聖隷予防検診センター ☎053(439)1111
- 聖隷健康サポートセンター Shizuoka ☎054(280)6211

### ◆申し込みについて

お申し込みは、受診希望日・医療機関名・希望検査内容をご自身で医療機関へ予約していただき、受診希望日の14日前までに下記の担当課まで申請してください。申請書を確認後、「受診証」を交付します。

税務住民課 戸籍住民室 ☎(56)2222

### ◆助成に関するご注意

国保特定健診・後期高齢者健康診査を受診される(受診された)方は、人間ドックの助成を受けることができません。両方受診された方は、人間ドックの助成金額を返還していただきますので、ご注意ください。

40歳～74歳の国保特定健診受診対象になる方は、人間ドック受診によって特定健診を受診したことになります。人間ドック健診結果から必要に応じて、特定保健指導対象者として町からご案内がされますことをご了承のうえ、お申し込み下さい。受診の前に必ず受診申請書を役場担当に提出し、受診証の交付を受けて下さい。受診後では助成を受けることはできませんので、注意下さい。

## 4月1日から、飲食店、オフィス・事業所等は原則屋内禁煙となります!!

2019年7月から、学校、児童福祉施設、病院、行政機関の庁舎等では「原則敷地内禁煙」のルールがスタートしました。

さらに、2020年4月には、飲食店、オフィス・事業所、娯楽施設、ホテル・旅館等、全ての施設で「原則屋内禁煙」となるほか、20歳未満は喫煙エリアへの立入が禁止されます。

また、一定の条件を満たす既存特定飲食提供施設は、当面の経過措置として喫煙可能室の設置もできませんが、設置する際には、保健所への届出が必要です。

詳しくは「なくそう!望まない受動喫煙」で検索!!

【問合せ】静岡県中部健康福祉センター(中部保健所)健康増進課 ☎054(644)9280

多くの施設において原則屋内禁煙

20歳未満の方は喫煙エリアへ立入禁止

屋内での喫煙は喫煙室の設置が必要に

喫煙室には標識掲示が義務付け

病院や学校・行政機関などは2019年7月より原則敷地内禁煙

飲食店やオフィスなどは2020年4月より原則屋内禁煙

健康福祉課 健康づくり室 ☎(56)2222

税務住民課 戸籍住民室 ☎(56)2222